

2006 年税制はこう変わる

昨年 12 月に 2006 (平成 18) 年度税制改正大綱が政府・与党より発表されました。全体的に増税色の濃いものとなりましたが、さらに予想外のサプライズな増税が発表されました。詳細は又の機会にしますが、すでに前年度で決定されていることと合わせて、今年から変わる税制について主なものを以下に掲げてみました。

1. 所得税・住民税の定率減税半減

所得税・個人住民税に適用されている定率減税が以下の通り半分に縮小されます。

○所得税 所得税の 20% (最高 25 万円) ⇒ 10% (最高 12.5 万円)

○個人住民税 所得割額の 15% (最高 4 万円) ⇒ 7.5% (最高 2 万円)

—所得税は 2006 年 1 月から、個人住民税は 2006 年 6 月 (2005 年の所得が対象) 分から適用—

注) 本年 1 月支給分の給料から源泉徴収税額が変わります。1 月以降は「平成 18 年 1 月以降分源泉徴収税額表」を使用するようご注意ください。

2. 同族会社の社長報酬の一部損金不算入

同族会社の社長及びその同族関係者が発行済み株式総数の 90% 以上を所有し、かつ、常務に従事する役員が過半数を占める場合等には、その社長の役員報酬のうち「給与所得控除」に相当する金額は損金算入しない。但し、所得と社長の役員報酬の合計額が一定の金額の場合は適用しない。—2006 年 4 月以降開始事業年度より適用—

これは、「給与所得控除」の 2 重控除を規制する措置で、今回の改正でもサプライズ的な事実上の増税であり、同族会社で一定以上の役員報酬を支給している法人には影響大です。

3. 中小企業の設備投資減税の延長

(1) 一定の機械や器具备品を取得した際に、特別償却 (取得価額の 30%) 又は税額控除 (取得価額等の 7%) を適用することができる「中小企業投資促進税制」について、対象資産に一定のソフトウェア及びデジタル複合機を追加し、器具备品については電子計算機以外のものを対象から除外した上で、その適用期限を 2008 年 3 月まで 2 年間延長する。

なお、「IT 投資促進税制」(特別償却 50%・税額控除 10%) は 2006 年 3 月をもって廃止されます。

(2) 小額減価償却資産の損金算入の特例 (30 万円未満の即時償却) について、事業年度内に取得した合計金額が 300 万円を超える部分を除外した上で、2008 年 3 月まで 2 年間延長する。

4. 法人の交際費の損金不算入制度

損金不算入となる交際費の範囲から、一人当たり 5 千円以下の一定の飲食費を除外する。

—2006 年 4 月から 2008 年 3 月までに開始する事業年度に適用—

5. 不動産の取得時の税金

(1) 登録免許税について、土地の売買については税率を現行 1% に据え置く措置を 2008 年 3 月まで延長する。なお、建物の売買、土地建物の相続・贈与及び所有権の保存などは本年 4 月以降の登記では税率は現行の 2 倍になりますので、これから 3 月まで駆け込みの登記が予測されます。

(2) 不動産取得税について、土地及び住宅用建物の取得については税率を現行 3% に据え置く措置を 2009 年 3 月まで延長し、非住宅用建物は税率を現行 3% から本年 4 月以降 2008 年 3 月まで 3.5% とする。なお、宅地の課税標準額の 1/2 軽減措置は 2009 年 3 月まで延長する。

6. その他

(1) 所得税の寄付金控除の適用下限額を現行 1 万円から 5 千円に引き下げ

(2) 住宅取得資金等に係る相続時精算課税制度の特例を 2007 年 12 月まで 2 年間延長

(3) 同族会社の留保金課税について、控除を拡大した上で不適用措置を一部廃止

(4) 所得税・法人税・相続税等の公示制度を廃止

大阪市天王寺区堂ヶ芝 1 丁目 11 番 16 号桃陽ビル 202 号 西野会計事務所

TEL 06-6774-8282 FAX 06-6774-8281

E-mail : nishikai@kiu.biglobe.ne.jp

URL : <http://www5a.biglobe.ne.jp/~nishino>